

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年7月4日

木曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

- 選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任 1
- 選挙会及び選挙分会の場所及び日時 2
- ポスター掲示場にポスターを掲示できる日
- 政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 3
- 選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所
- 投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所 4
- 選挙運動に関する支出金額の制限額
- 不在者投票を行うことができる施設の指定

告 示

富山県選挙管理委員会告示第67号

選挙長、選挙分会長及びこれらの職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びこれらの職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

職 名	住 所	氏 名
参議院選挙区選出議員選挙 富山県選挙区選挙長	富山県富山市楡原 664番地24	野尻昭一
同上職務代理者	富山県富山市大町 242番地	山本賢治

参議院比例代表選出議員選挙 富 山 県 選 挙 分 会 長	富山県富山市高畠町一丁目2番50号	草 嶋 安 治
同 上 職 務 代 理 者	富山県富山市吉作4800番地	平 野 富 佐

富山県選挙管理委員会告示第68号

選挙会及び選挙分会の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第77条の規定により、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

区 分	場 所	日 時
参議院選挙区選出議員選挙 富 山 県 選 挙 区 選 挙 会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁3階特別室	令和元年7月24日 午前9時30分
参議院比例代表選出議員選挙 富 山 県 選 挙 分 会	富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁3階特別室	令和元年7月24日 午前9時30分

富山県選挙管理委員会告示第69号

ポスター掲示場にポスターを掲示できる日について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 144条の2第5項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場にポスターを掲示できる日を次のとおり定める。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

ポスターを掲示できる日 令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会告示第70号

政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所について

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

令和元年7月4日 午後5時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁4階大ホール

富山県選挙管理委員会告示第71号

選挙公報掲載順序のくじを行う日時及び場所について

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

参議院選挙区選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和元年7月5日 午後5時30分

参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報のくじについては

令和元年7月5日 午後7時

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁3階選挙管理委員会室

富山県選挙管理委員会告示72号

投票記載所等の参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序の
くじを行う日時及び場所について

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の
名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

1 くじを行う日時

令和元年7月4日 午後6時30分

2 くじを行う場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県庁4階大ホール

富山県選挙管理委員会告示第73号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年
政令第89号）第127条の規定による令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員
選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法
第196条の規定により告示する。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

参議院選挙区選出議員選挙候補者1人につき 35,351,300円

富山県選挙管理委員会告示第74号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和元年7月4日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
病院	黒部温泉病院介護医療院	黒部市窪野 929番地	令和元年6月27日
病院	富山城南温泉第二病院介護医療院	富山市太郎丸西町一丁目13-6	令和元年6月27日
病院	おおやま病院介護医療院	富山市花崎85番地	令和元年6月27日

